

鳥取大学学長候補者選考（再任審査）基準

平成 28 年 4 月 1 日

鳥取大学学長選考会議

平成 28 年度末をもって、豊島 良太 鳥取大学長の任期（4 年：平成 25 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）が満了することに伴い、下記のとおり選考基準を定め、次期学長候補者の選考（再任審査）を行う。

I. 求められる学長像

鳥取大学憲章に掲げる基本理念「知と実践の融合」及び3つの目標（「1. 社会の中核となり得る教養豊かな人材の育成」、「2. 地球規模及び社会的課題の解決に向けた先端的研究の推進」及び「3. 国際・地域社会への貢献及び地域との融合」）を達成するため、鳥取大学長には、次のような資質、能力が求められる。

1. 人格が高潔で、学識に優れ、学内外の人々の信頼を得ることのできる能力
2. 本学における教育、研究、社会貢献等の多様な活動について、広い視点を持って本学の置かれている状況と求められている責任を理解した上で、適切かつ効果的に運営することができる能力
3. 本学の発展のため、明快なビジョンを示し、それを実現するために強いリーダーシップを発揮することのできる能力
4. 本学の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる能力
5. 本学の活動成果を国際・地域社会へ広く発信する能力

II. 選考方法及び日程

このたびの学長候補者の選考は、鳥取大学長選考等規則（平成 16 年鳥取大学規則第 147 号）第 12 条の規定に基づき、下記のとおり現学長の再任審査を実施することにより行う。

年 月 日	手 順 ・ 選 考 方 法
平成 28 年 4 月 1 日	①学長選考会議から現学長に再任意思の有無を照会
平成 28 年 4 月 28 日	②再任意思の有無の回答期限
平成 28 年 6 月 6 日	③学長選考会議の開催
	③-a 【再任意思ありの場合】 書類審査※ ₁ 及び 面談※ ₂ を行い、それらを上記 I の求められる学長像に照らして総合的に判断することにより、再任の可否を審議 ※1：現学長から提出された業績調書及び所信表明書の審査 また、参考資料として業務実績報告書、認証評価結果等を活用 ※2：学長選考会議と現学長との 20～30 分程度の面談
	④-a 【審査の結果、再任可の場合】 審査結果の公表
	④-b 【審査の結果、再任不可の場合】 審査結果の公表、新学長の選考手続き等について審議
	③-b 【再任意思なしの場合】 新学長の選考手続き等について審議

【参考】鳥取大学長選考等規則（平成16年鳥取大学規則第147号）※抜粋

- 第12条 管理運営に関する規則第4条第3項に基づき学長が再任されることが出来る場合における学長候補者の選考方法は、第5条の規定にかかわらず、当該学長の再任の審査により行うものとする。
- 2 学長選考会議は、学長の再任の審査に当たり、当該学長に対し、選考基準を示した上で、再任の意思を確認するものとする。
- 3 学長選考会議は、別に定める再任審査資料の審査等必要な調査を行い、及び当該学長と面談を行った上で、これらの結果に基づき、当該学長の再任の可否を決定するものとする。
- 4 学長選考会議は、学長に再任の意思がない場合又は再任を否と決定した場合は、第5条の規定に基づき、改めて学長の選考を行うものとする。

Ⅲ. 学長の任期

平成29年4月1日～平成31年3月31日（再任のため2年）

Ⅳ. 学長の再任

再任は1回限りのため、上記Ⅲの任期満了後の再任は行わない。

【参考】鳥取大学の管理運営に関する規則（平成16年鳥取大学規則第57号）※抜粋

第4条第3項

学長の任期は、4年とし、再任されることができる。ただし、再任は1回限りとし、その任期は2年とする。

Ⅴ. 学長の職務の評価

学長選考会議は、学長の職務が適切に遂行されていることを確認するため、以下のとおり学長の職務の評価を実施する。

時期：上記Ⅲの学長の任期の最終年度（平成30年度）

方法：業務実績報告書等の資料の活用及び学長への面談等、学長選考会議が定める方法による。

公表：評価結果は、学外に公表する。

Ⅵ. 学長の解任

学長選考会議は、次の各号に該当するとき、その他学長たるに適しないと認めるときは、学長の解任を文部科学大臣に申し出る。

- 一 国立大学法人法第16条の欠格条項に該当したとき。
- 二 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 三 職務上の義務違反があるとき。
- 四 職務の遂行が適当でないため本法人の業務の実績が悪化した場合であって引き続き職務を行わせることが適当でないと認められるとき。

なお、解任の審査請求は、意向投票資格者の3分の1以上の者の連署により経営協議会又は教育研究評議会に対して行うことができるほか、学長選考会議委員の3分の1以上の署名連署及び押印により学長解任の発議をすることができる。

(以上)